

京都市文化功労者審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第27号

京都市文化功労者審査会規則の一部を改正する規則

京都市文化功労者審査会規則の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削る。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とする。

第4条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員は」を「委員等は」に、「当該委員」を「当該委員等」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(部会)

第4条 部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委員、特別委員及び専門委員(以下「委員等」という。)のうちから、市長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、市長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、意見の陳述、

説明その他の必要な協力を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)